交野市出張所設置条例及び交野市立星田コミユ ニテイーセンター条例を廃止する条例について

交野市出張所設置条例及び交野市立星田コミユニテイーセンター条例を廃止する条 例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年10月9日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 交野市星田出張所及び交野市立星田コミユニテイーセンターの廃止に伴 い、条例を廃止したいため。 交野市出張所設置条例及び交野市立星田コミユニテイーセンター条例を廃止す る条例案

交野市出張所設置条例及び交野市立星田コミユニテイーセンター条例を廃止す る条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 交野市出張所設置条例(昭和30年条例第3号)
- (2) 交野市立星田コミユニテイーセンター条例(昭和51年条例第22号) 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(交野市公告式条例の一部改正)

2 交野市公告式条例(昭和30年条例第2号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「及び出張所前」を削る。

(交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

- 3 交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第 11号)の一部を次のように改正する。
 - 第2条第2項中「及び出張所前」を削る。

(交野市暴力団排除条例の一部改正)

4 交野市暴力団排除条例(平成24年条例第31号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表

- (1) 交野市立学校施設使用条例
- (2) 交野市立教育文化会館設置条例
- (3) 交野市立青年の家条例
- (4) 交野市立児童センター設置条例
- (5) 交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例
- (6) 交野市星田西体育施設設置条例
- (7) 交野市立総合体育施設条例

- (8) 交野市立保健福祉総合センター条例
- (9) 交野市都市公園条例
- (10) 交野市立ふるさといきものふれあいセンター条例